

18歳以下の扶養親族について 市・県民税の扶養控除が変わります

税制改正により、所得税の扶養控除が見直されたことに伴い、平成24年度（平成23年所得分）から、18歳以下の扶養親族についての扶養控除が次のとおり廃止または縮減されます。

年少扶養親族（0～15歳）の扶養控除が、廃止されます。
特定扶養親族（16～22歳）のうち、16歳から18歳までの扶養親族の控除額が、33万円に縮減されます。

なお、扶養親族等の人数に応じて設定されている市民税・県民税の非課税所得限度額は、変更ありません。給与所得者のみなさまは、年末調整時に勤務先に提出する扶養親族等申告書に、16歳未満の扶養親族についての記載をお願いします。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）
☎43・0396

平成24年申告相談

平成24年の市の申告相談については、2月16日（木）から3月15日（木）まで、社福祉センターで行うほか、滝野図書館と東条庁舎でも、それぞれ3日間実施します。（日程については、広報かとう2月号でお知らせします）

滅失家屋の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている不動産に課税されます。

平成23年中に家屋を取り壊された場合は、平成24年度以降の課税対象外としますので、恐れ入りますが、念のため税務課までご連絡をお願いします。

連絡・問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）☎43-0395

扶養控除額

区分	所得税		市民税・県民税	
	変更前	変更後	変更前	変更後
0歳～15歳	38万円	控除なし	33万円	控除なし
16歳～18歳	63万円	38万円	45万円	33万円
19歳以上	変更なし			

滞納処分を執行しました 期限内の納税をお願いします

市では、10月を滞納処分強化月間と位置づけ、滞納市税の徴収強化に取り組みました。

納税は、自主納付が基本ですが、納税交渉の不成立や、交渉を拒否される方については、差し押さえなどの滞納処分を執行しました。10月に執行した滞納処分は、表のとおりです。

また、過年度分の市税だけでなく、今年度分の市税の未納者についても、例年以上に厳しい納付催告を実施しています。

今後は、差し押さえしている居宅など、不動産の公売を実施するとともに、自動車などの動産も公売により換価していきます。

市税負担の公平性を保つために、これからも滞納処分を強力に押し進めていきますが、これはあくまで最終手段です。納期限内の納付が困難な方には、分割納付など、事情に応じた納税相談を受け付けていますので、必ず税務課にご連絡ください。

納税相談・問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）
☎43・0398

（平成23年10月）

滞納処分 35件

差押予告通知書の
発送数 107件

滞納処分の内訳			
預金	給料等	不動産	動産・自動車
29	4	1	1

